資料　２

北九州市障害者支援計画

（平成３０年度～３４年度）

試　案

平成３０年　　月

北九州市

目　　次

【　総　論　】

第１章　計画の基本的な考え方 1
１　計画策定の趣旨 1
（１）これまでの本市の取り組み 1
（２）国の動き 2
２　計画の位置づけ 5
（１）３つの法定計画を包含した計画 6
（２）北九州市基本計画の分野別計画 6
（３）前計画における取り組みの成果と課題を踏まえた計画 7
（４）実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画 7
３　計画の概要 8
（１）計画の期間 8
（２）計画の対象 8
第２章　本市の現状 9
１　障害のある人の状況 9
（１）障害のある人の数 9
（２）障害種別の状況 10
２　障害のある人を取り巻く状況 13
（１）暮らしの状況 13
（２）支援体制と障害福祉サービス 17
（３）日中活動と就労、社会参加 20
（４）地域生活と防災、人権 22
（５）市政への要望や意見 24

目　　次

【　北九州市障害者計画　】

第３章　北九州市障害者計画の概要 27
１　計画の基本理念 27
（１）基本的な考え方 27
（２）国の障害者基本計画（第４次）のポイント 28
（３）基本理念 29
２　すべての施策に共通する横断的視点 30
３　計画の基本目標 32
４　計画の体系 33

第４章　具体的な取り組み 34
１　基本目標と施策の分野 34
２　基本的な施策 36
【基本目標Ⅰ　安心して暮らすための支援体制の整備　】
分野　１　生活の支援（障害福祉サービスの充実） 36
分野　２　保健・医療の推進 42
分野　３　地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実） 48
【基本目標Ⅱ　豊かな社会生活と自立の支援　】
分野　４　教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進） 56
分野　５　就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進 64
分野　６　文化芸術活動・スポーツ等の振興 71
【基本目標Ⅲ　人権の尊重と共生社会の実現　】
分野　７　生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり） 76
分野　８　情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実） 82
分野　９　安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護） 87
分野１０　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 92
分野１１　広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進） 98

目　次

【　第５期北九州市障害福祉計画及び第１期北九州市障害児福祉計画　】

第５章　北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要……104

１　計画の基本理念……104

（１）基本的な考え方……104

（２）国の第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画のポイント……105

２　第４期北九州市障害福祉計画の進捗状況……106

３　計画で定める項目……115

第６章　成果目標及び活動指標等……116

１　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）……116

（１）施設入所者の地域生活への移行……116

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築……118

（３）障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備……121

（４）福祉施設から一般就労への移行等……122

（５）障害児支援の提供体制の整備等……126

２　各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）……130

（１）訪問系サービス……130

（２）日中活動系サービス……131

（３）居住支援・施設系サービス……136

（４）相談支援（計画相談支援、地域相談支援）……137

（５）障害児支援……139

（６）発達障害者支援関係……144

３　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項……146

（１）市が実施する事業の内容……146

（２）各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策……147

総　論

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

（１）これまでの本市の取り組み

本市では、平成１８年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画（平成１８年度～２２年度）」を策定しました。

また、平成１９年１１月に、「障害者自立支援法」の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画（第１期）」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定しました。

さらに、平成２１年３月に「北九州市障害福祉計画（第２期）」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成２３年度まで延長した「北九州市障害者支援計画（平成１８年度～２２年度）」の期間が、平成２４年３月に満了することに伴い、「障害者基本法」に基づく「北九州市障害者計画」及び「障害者自立支援法」に基づく「北九州市障害福祉計画（第３期）」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画（平成２４年度～２９年度）」を策定しました。

さらに、「障害者総合支援法」をはじめとする障害福祉に関係する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画拡充版」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画（第４期）」を策定することにより、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、現行の支援計画が平成２９年度で終了することから、平成３０年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

【 北九州市の障害福祉関係計画 】

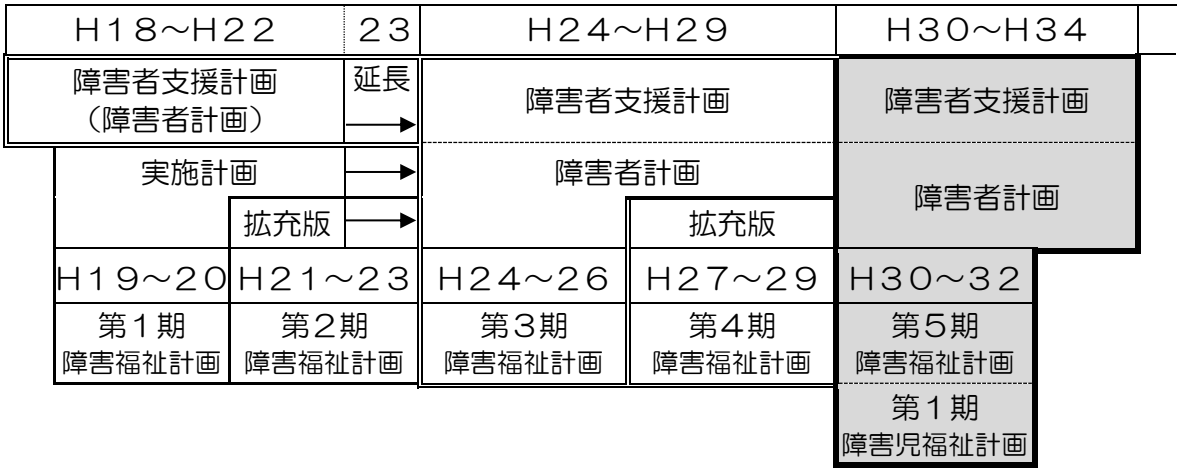

（２）国の動き

国では、平成１８年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成２３年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成２５年４月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、「障害者基本法」第４条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年６月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成２６年１月には「障害者権利条約」が批准され、同年２月に発効しました。

その後、平成２６年４月に、精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年５月には、難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成２７年１月から施行されました。

また、平成２８年５月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後３年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて、発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため、平成１７年に施行された「発達障害者支援法」が平成２８年５月に改正されるなど、時代の変化に即した新たな取り組みが進められています。

【 障害者自立支援法施行以降、障害者権利条約批准までの国の動き 】

「障害者自立支援法」施行（平成１８年４月）
- ○ 身体・知的・精神の３障害のサービスを一元化
- ○ 応益負担
- ○ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

【国内法の整備など】

「障がい者制度改革推進本部」の設置（平成２１年１２月）
- ○ 障害者権利条例の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置。
- ○ 当面５年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

●「障害者自立支援法」の一部改正（平成２２年１２月）
- ・障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
- ・利用者負担、支給決定プログラムの見直し
- ・グループホームの利用助成　など

●「障害者虐待防止法」の制定（平成２３年６月成立、平成２４年１０月施行）
- ・障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- ・市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権などの規定　など

●「障害者基本法」の一部改正（平成２３年７月成立、８月施行※一部を除く）
- ・目的規定や障害者の定義の見直し
- ・社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める　など

法の目的　共生社会の実現

地域における共生等
- ○ 社会参加の機会の確保
- ○ 生活の場の選択の機会の確保
- ○ 意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止
- ○ 障害を理由とする差別の禁止
- ○ 合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- ○ 差別禁止のための情報収集、整理及び提供

●「障害者優先調達推進法」の制定（平成２４年６月成立、平成２５年４月施行）
- ・障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政などに努力義務化　など

●「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正
（平成２４年６月成立、平成２５年４月施行※）
- ・障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- ・障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる）　など

法の主旨　共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理　　念　日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

●「障害者差別解消法」の制定（平成２５年６月成立、平成２８年４月施行※）
- ・障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
- ・合理的配慮の不提供の禁止　　など

「障害者権利条約」批准へ
- ○ 障害者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障。障害に基づく差別の禁止　など

【 障害福祉施策に関する法律等（障害者権利条約批准後） 】

年度	国の取り組み	
平成 26 年 （2014）	２月	「障害者権利条約」発効
	４月	「精神保健福祉法」の一部改正（一部 28 年４月施行）
	５月	「難病法」が成立
平成 27 年 （2015）	１月	「難病法」の施行
平成 28 年 （2016）	４月	「障害者差別解消法」の施行 「障害者雇用促進法」の一部改正 （障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）
	５月	「成年後見制度利用促進法」の施行 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正 「発達障害者支援法」の一部改正
平成 29 年 （2017）	３月	「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

２　計画の位置づけ

（１）３つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第５期北九州市障害福祉計画」、「第１期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

「障害者基本法（第１１条第３項）」の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第５期北九州市障害福祉計画」及び「第１期北九州市障害児福祉計画」

「障害者総合支援法（第８８条）」及び「児童福祉法（第３３条の２０）」の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があり、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この３つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定します。

【 障害者支援計画と３つの法定計画 】

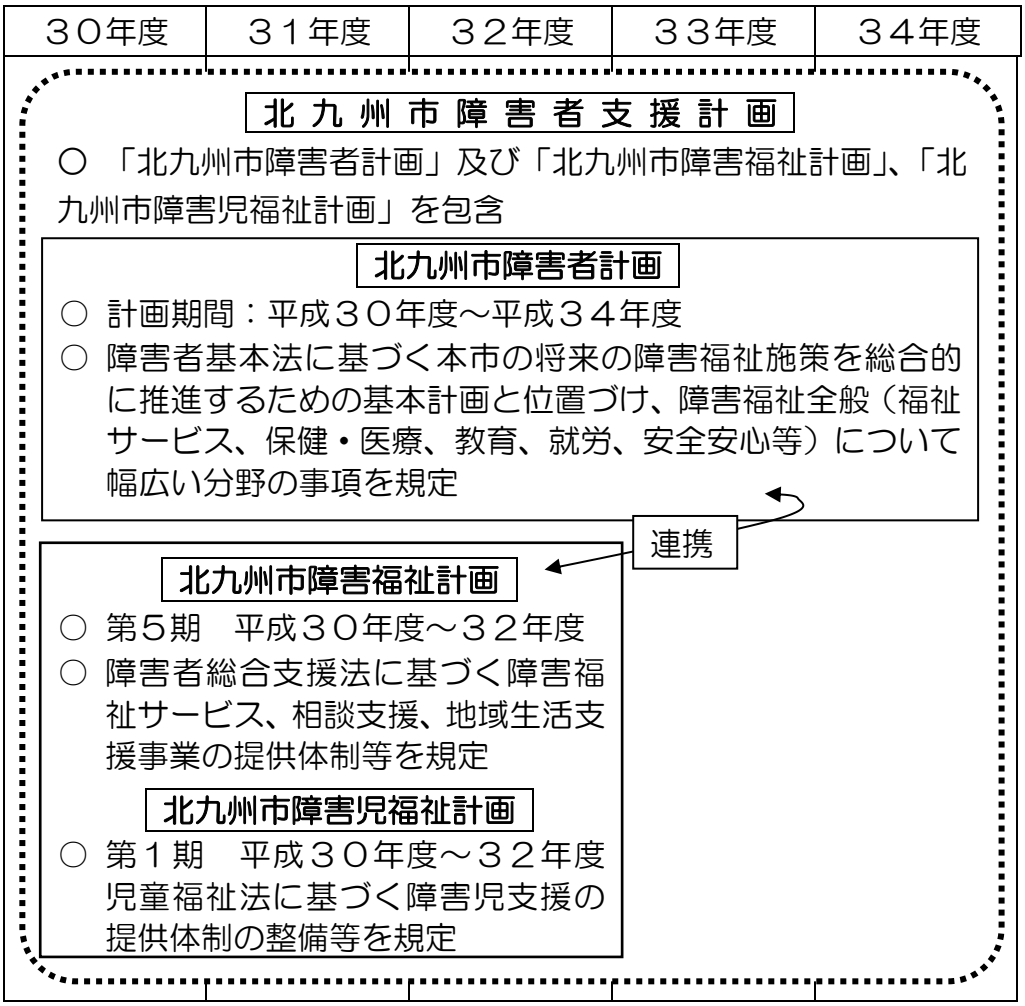

（２）北九州市基本計画の分野別計画

「北九州市障害者支援計画」は、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを目指した、本市の基本構想・基本計画である「『元気発進！北九州』プラン（平成２０年度～３２年度）に基づく分野別の計画として位置づけられるものです。

よって、本計画の推進にあたっては、「『元気発進！北九州』プラン」の各分野別計画である「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」や「北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市高齢者支援計画」などの計画や、「元気発進！子どもプラン」や「北九州市特別支援教育推進プラン」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

また、本計画の推進にあたっては、北九州市行財政改革大綱に基づき、「選択と集中」を行いながら、事業内容の精査、見直しを行っていきます。

【 北九州市障害者支援計画の位置づけ（条例・各種計画との関係） 】

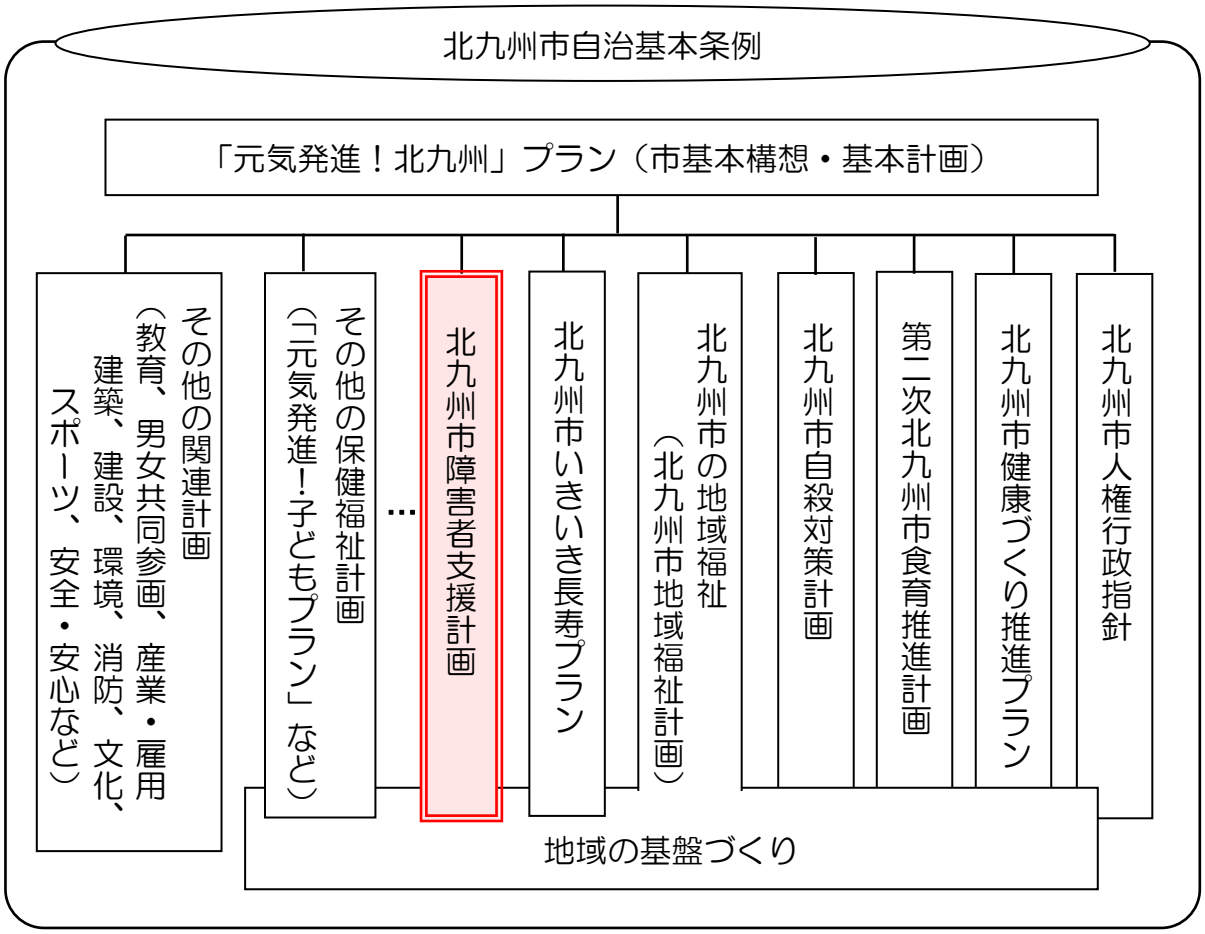

（３）前計画における取り組みの成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画」（平成２４年度～２９年度）の理念を引き継ぎ、その成果や課題などを踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、取り組みの成果や課題は、「北九州市障害者計画」の分野ごとに整理します。

（４）実態調査の結果や幅広い意見、提案の反映

今回の計画の策定にあたっては、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある当事者や家族などから構成される「北九州市障害者支援計画のあり方懇話会」で出された意見や、障害者団体等からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、平成２８年度に行った「北九州市障害児・者実態調査」等の結果や、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での意見等を踏まえて策定しました。

３　計画の概要

（１）計画の期間

北九州市障害者支援計画の期間は、平成３０年度（2018年度）から３４年度（2022年度）までの５年間とします。

この計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、平成３０年度（2018年度）から３４年度（2022年度）までの５年間を計画期間とします。
また、平成１８年度の策定から５期目の計画である「第５期北九州市障害福祉計画」と、今回新たに策定する「第１期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき平成３０年度から平成３２年度の３年間を計画期間とします。

本計画に基づき施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革などの動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

（２）計画の対象

本計画の対象は、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。
社会的障壁とは、「障害者基本法」において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。